

令和8年度DMO総合支援事業（広域連携観光促進事業）

「タイ市場向け徳島・香川広域周遊及び高付加価値コンテンツ造成事業」仕様書

1 委託業務名

令和8年度DMO総合支援事業（広域連携観光促進事業）

「タイ市場向け徳島・香川広域周遊及び高付加価値コンテンツ造成事業」

2 委託期間

契約締結の日から令和9年2月5日（金）まで

3 業務の概要

（1）事業目的

訪日タイ人の約7割がリピーターという成熟市場において、JNTOは「地方への誘客」を重点方針に掲げているが、徳島・香川の認知度は依然として低く、ゴールデンルートに偏重している。大都市圏のオーバーツーリズムが課題となる中、日本の原風景や神聖性を求めるタイの高感度層に対し、両県の「知られざる日本」を訴求し、新たなデスティネーションとして認知を獲得することが急務である。

本事業では、混雑を避けてゆったりとした滞在を望む富裕層やインセンティブツアー客をターゲットに、関西圏からの広域周遊導線を確立し、地方分散による経済効果の最大化を図る。モノ消費から、コト・トキ消費への深化が求められる潮流に合わせ、地域独自の自然・文化を現代的なラグジュアリーで特別な体験へと昇華させ、富裕層が満足する「高単価・高満足度」の滞在型コンテンツを造成し、市場へ流通させるとともに、認知度を向上させ、課題解決を図る。

（2）事業実施主体

徳島県

（3）対象市場

タイ

（4）誘客対象

タイ市場における富裕層及びインセンティブツアー客

（5）連携先

公益社団法人香川県観光協会

4 委託業務の内容

（1）タイ旅行会社等招請ファムツアーの企画・実施

四国の認知度向上、誘客拡大につながる、タイ向け旅行商品の造成促進を目的に、徳島県、

香川県が有する日本の地方ならではの特別な体験を中心とした、3（4）の誘客対象に訴求できるコンテンツを抽出し、商品化及び販路拡大を目指すことができる行程を想定の上、ファムツアーを催行すること。

また、アンケート調査を行い、行程案の改善点を見出し、商品化に向けたブラッシュアップを行うこと。ファムツアー実施後は、招請した旅行会社等の旅行商品造成・販売のアフターフォローを行うこと。

① 実施期間

令和8年10月～令和8年12月（予定）

② 被招請者

東四国（徳島・香川）の旅行商品の造成意欲があり、販売力があるタイの旅行会社の商品造成担当者等（以下、「被招請者」という。）を3社（3名）以上選定し、ファムツアーへ招請すること。（※選定した旅行会社の概要と選定理由を記載すること。）

③ 行程、視察箇所等

（ア）関西空港または首都圏の空港利用を想定し、徳島県、香川県において、宿泊を伴うファムツアーを実施すること。

（イ）3（4）の誘客対象に向けて、お遍路を組み込んだ特別体験、地元食材を活用したガストロノミー、通常非公開エリアの限定見学、サステナブルツーリズム等の要素を取り入れた新規コンテンツを含む行程とすること。（※観光コンテンツ等を提案した理由を記載すること。）

（ウ）被招請者が常時インターネットに接続して、情報発信できるように、Wi-Fiルーターを用意すること。

（エ）ファムツアーの後半において、徳島県、香川県の観光コンテンツについて被招請者が理解を深め、さらに被招請者からの要望や意見をヒアリングできる場を設けること。

④ 移動手段

国内の移動は、公共交通機関や貸切車（貸切バス、ジャンボタクシー）を利用すること。ただし、合理的な理由がある場合は、それ以外の移動手段も可能とする。

⑤ 宿泊、飲食等

1室1名で利用することを基本とする。なお、Wi-Fi等のインターネット環境が整備された施設が望ましい。食事は1日3回分（朝、昼、夕の3食）を提供すること。昼、夕食については、飲物代も含めること。なお、食事の時以外にも毎日飲物を提供すること。

⑥ 通訳者、添乗員

必要に応じて、タイ語の通訳者を1名及び添乗員を1名手配すること。通訳者や添

乗員は、四国の観光資源等に精通した者を手配し、特段の理由がない限り全行程を通して同一人物とすること。

⑦ 被招請者へのアンケート調査

被招請者へアンケート調査を実施し、行程案の改善点を見出し、商品化に向けたブラッシュアップを行うこと。

⑧ ファムツアーの行程冊子、パンフレット等

日本語及びタイ語でファムツアーの行程冊子を作成し、被招請者に配布すること。
視察先のパンフレットや資料等を収集のうえ、被招請者へ提供すること。

⑨ 安全確保・緊急事態等への対応

- (ア)安全の確保等に関する万全の措置（事故等の未然防止、万一の事態の発生時に
とりうる対応等を含む）及び感染症予防対策を具体的かつ詳細に記載すること。
- (イ)視察時の緊急事態に備えて、トラブルが発生した場合の問題に対処するための
手順及び体制を構築しておくこと。
- (ウ)本事業に係る傷害保険等の加入について記載すること。
- (エ)業務の遂行にあたり、各種法令等について遵守すること。

⑩ 被招請者の入国手続きの調整

必要に応じて、日本入国にかかる被招請者の査証発給に係る手続きについて、国内受入責任者として書類の作成などを担い、査証申請手配を行うこと。

(2) 滞在コンテンツの磨き上げ

特定エリアに偏ることなく、両県の地域資源を均等に活用するため、各県2件ずつを対象とし、エリア全体の観光価値向上を図ること。なお、実施にあたってはコンテンツ造成・磨き上げの進捗状況を随時徳島県に報告し、密に連携を図ること。また、具体的な内容についてはツアー実施前に徳島県及び連携先に提案・協議のうえ決定すること。

① 新規コンテンツの造成

- (ア)ターゲット層である富裕層やインセンティブツアー客のニーズを満たすため、お遍路を組み込んだ特別体験、地元食材を活用したガストロノミー、通常非公開エリアの限定見学、サステナブルツーリズム等の要素を取り入れた新規コンテンツを開発すること。
- (イ)既存のコンテンツと同一または極めて類似したものとならないよう、事前の調査を十分に行うこと。
- (ウ)新規コンテンツはファムツアーの実施前までに造成を済ませ、ファムツアーの行程内で被招請者に体験させること。そこから得られたフィードバックを踏まえ、商品としての完成度を高めたうえで販売につなげること。

(エ)造成するコンテンツは、本事業限りのものとせず、事業終了後も継続して市場で販売可能な旅行商品として開発すること。また、協力を仰ぐ地域の事業者等に対してもその趣旨を正確に説明し、理解を得たうえで取り組むこと。

② 既存コンテンツの磨き上げ

(ア)既存の広域周遊ルートやコンテンツによるファムツアーを実施し、ターゲット視点での検証とフィードバックを行い、コンテンツの磨き上げと品質向上を図ること。

(イ)本項における磨き上げは、対象施設等の基本コンセプトの変更や、飲食店のメニューの抜本的な改変を求めるものではなく、富裕層やインセンティブツアー客の受入に向けた環境整備を主眼として実施すること。

(3) その他

① 企画提案における留意事項

基本コンセプト、業務の進め方、スケジュール、円滑な運営に資する施策について明記すること。旅行商品造成、ファムツアー実施の企画立案にあたっては、下記5を参考とし、定量的な目標値及び定性的な目標を設定の上、その考え方を明記すること。

② 事業実施における留意事項

目標値および成果に関する月次報告書を作成し、毎月、徳島県の指定する期日までに提出すること。業務の実施にあたっては、徳島県の指示に従うこと。専門家の意見を踏まえ、必要に応じて行程案、招請旅行会社の修正、及び商品化に向けたブラッシュアップを行うこと。アンケート等の作成にあたっては、ネイティブチェックの体制を明確にし、現地で違和感のない内容とすること。また、回収したアンケートを日本語訳し、分析を行い、それらを業務実施報告書に記載すること。

5 目標と成果指標

<KPI>

FAM ツアーの実施回数	: 1 回
FAM ツアー招請者数	: 3 社 3 名以上

<KGI>

新規コンテンツ造成数	: 4 件 (徳島県 2 件、香川県 2 件)
既存コンテンツの磨き上げ件数	: 4 件 (徳島県 2 件、香川県 2 件)

6 成果物

(1) 業務実施報告書

業務実施報告書には、以下の項目を含む事業全体の報告を記載すること。

① ファムツアーの実施に関する報告

- ・ファムツアーの参加者名簿（旅行会社の概要・選定理由を含む）
- ・ツアーの行程、視察箇所、提供した体験等の詳細
- ・被招請者から回収したアンケートの日本語訳及び分析結果

② 滞在コンテンツの企画開発に関する報告

ファムツアー前までに造成した新規コンテンツの内容及びツアーでの検証・フィードバックに基づく具体的な改善内容。あわせて、ファムツアーでの検証結果を踏まえて実施した既存コンテンツの磨き上げの具体的な内容。

【提出先】

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県観光スポーツ文化部 観光政策課 誘客連携担当

TEL：088-621-2341

E-mail：kankouseisakuka@pref.tokushima.lg.jp

- ・実施報告書（A4版カラー冊子） 3部
- ・電子媒体 1部

【提出期日】

令和9年2月5日（金）

（2）成果物の著作権及び所有権

成果物に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに定める全ての権利を含む）及び所有権は、徳島県に帰属するものとする。

7 企画書に盛り込む内容

（1）業務の内容に関する具体的な企画案

基本コンセプト、新規コンテンツの提案、コンテンツの抽出理由及び被招請者の選定理由を含む

（2）業務実施体制

（3）作業工程

（4）再委託等の有無及び予定（ただし、発注者側の承諾を要するものに限る。）

- ① 再委託の有無を記載すること。ただし、発注者側の承諾を要するものに限る。
- ② 再委託する場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。

※発注者の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における（イ）に限る。

（ア）「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）・・・再委託を行うことはできない。

（イ）「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務・・・再委託に際し、発注者の承諾を要する。

(ウ)「軽微な業務」(コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍、文献購入、消耗品購入、会場借上等)・・・再委託に際し、発注者の承諾を要さない。

(5) 法人の概要等

8 その他

- (1) 受託者は、徳島県から作業状況の報告を求められた場合は、速やかに対応すること。
- (2) 本業務の実施にあたり、計画に変更が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、その都度速やかに徳島県及び連携先と協議を行い、了解を得た上で、誠実に業務を遂行すること。
- (3) 受託者は、本業務においてトラブルが生じた場合、受託者の責任において処理すること。
- (4) 業務の実施にあたり、著作権、肖像権等に関して権利者の許諾が必要な場合は受託者において必要な権利処理を行うものとし、これに必要な一切の費用は委託料に含むものとする。
- (5) 本業務は、国の補助事業を活用することとしていることから、本業務に係る収支状況を明らかにした帳簿書類等を整備し、本業務の完了日の属する国の会計年度の翌年度から5年間保存すること。
- (6) 本業務の実施により取得した個人情報等は、厳重に管理すること。